

埼玉県庁

任期付職員

育児休業等代替職員



登録試験は**作文試験**です。

下記のいずれか一つの試験に合格すれば登録となります。

登録試験	受付期間	試験日
第1回	3月22日(金)~4月22日(月)	5月11日(土)
第2回	6月17日(月)~7月22日(月)	8月3日(土)
第3回	9月17日(火)~10月21日(月)	11月9日(土)



初任給(フルタイム・一般事務職の場合)

約18万円~約27万円

期末・勤勉手当等の諸手当あり

※ 初任給はR6.3.1現在の額です

※ 諸手当は支給要件に該当する場合に支給します



募集概要(一般事務職など)

受験資格 18歳以上の方(令和6年4月1日現在)

申込方法 登録案内または県ホームページより

※ 免許資格をお持ちの方はいつでも登録できます!

(詳細は裏面)

お問合せ

埼玉県 総務部 人事課

☎ 048-830-2418

✉ a2425-03@pref.saitama.lg.jp

埼玉県 育児代替

検索



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

育児休業等代替職員の登録者を募集します！！

埼玉県では、育児休業等を取得する職員及び育児短時間勤務を行う職員の代替職員として勤務していただく、任期付職員の登録試験を実施します。

1 試験会場・登録期間

試験会場：自治人材開発センター（さいたま市北区土呂町2-24-1）

・JR宇都宮線土呂駅東口から徒歩約5分

登録期間：第1回 令和6年 7月1日(土)から3年間

第2回 令和6年10月1日(火)から3年間

第3回 令和7年 1月1日(水)から3年間

2 登録区分

【登録区分A】育児休業等代替職員

任 期 おおむね6月以上3年未満

勤務時間 週38時間45分

【登録区分B】任期付短時間勤務職員

任 期 最長1年。ただし職員の育児短時間勤務の状況により更新する場合あり

勤務時間 週14時間10分～週19時間20分

※登録試験は登録区分A・Bどちらも作文試験です。

※登録試験に合格された方は、希望により【登録区分A】か【登録区分B】または両方に登録できます。

3 申込方法

登録案内をご覧ください。登録案内は、各地域振興センターや県内ハローワーク等で配布しています。また、県ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0201/ikukyuudaitai/>

4 その他

- ✓ 登録試験に合格した方は、育児休業等代替職員採用候補者名簿に登録されます。職員が育児休業を取得した場合又は育児短時間勤務を行う場合に、登録者の中から、さらに面接試験等を実施し、合格者を採用します。
- ✓ また、社会福祉士、臨床心理士、薬剤師、獣医師、普及指導員、土木施工管理技士等の免許資格を有する方については、随時登録を受け付けています。